

資料 7 - 1 行政区別認定数

(平成28年3月末現在)

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出				治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出	
北	585	245	196	27	117	東淀川	1,034	479	338	46	171
都島	816	333	299	27	157	東成	662	199	319	26	118
福島	889	283	460	18	128	生野	2,538	899	1,204	100	335
此花	3,304	1,615	1,228	53	408	旭	954	392	364	49	149
中央	434	141	190	17	86	城東	3,358	1,416	1,184	112	646
西	763	441	194	18	110	鶴見	1,240	494	379	52	315
港	1,846	858	701	30	257	阿倍野	621	207	274	29	111
大正	2,212	1,126	704	51	331	住之江	1,579	669	562	50	298
天王寺	358	159	121	18	60	住吉	1,186	488	471	45	182
浪速	832	299	407	29	97	東住吉	1,251	478	542	38	193
西淀川	7,037	3,497	2,619	139	782	平野	1,577	663	565	55	294
淀川	1,831	817	643	70	301	西成	2,935	824	1,619	70	422
						総計	39,842	17,022	15,583	1,169	6,068

資料 7 - 2 認定疾病別内訳

(平成28年3月末現在)

病名	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
被認定者数	935	4,996	0	137	6,068

資料 7 - 3 障害等級別内訳

(平成28年3月末現在)

等級	特級	1級	2級	3級	級外	その他	計
被認定者数	0	3	443	3,856	1,601	165	6,068

- (注) 特級 労働不能、常時介護を要する状態
 1級 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
 2級 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
 3級 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
 級外 3級に該当しない状態
 その他 等級未決定者

資料 7 - 4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,300円(通院日数4日以上14日以内)～36,500円(入院日数15日以上)
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男子 223,100円 ～ 364,000円 女子 173,400円 ～ 224,800円 障害等級 特 級 基礎月額 + 介護加算(45,800円) 1 級 基礎月額 2 級 " の50% 3 級 " の30%
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男子 195,300円 ～ 318,500円 女子 151,500円 ～ 196,700円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額 (100%起因する場合) 基礎月額 × 36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 329,000円 ～ 658,000円

(注) 表中の支給金額は、平成28年4月1日現在